

令和4年度決算特別委員会資料

令和5年11月7日

(2023年)

教育委員会事務局

令和5年度城陽市教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び
評価の結果に関する報告書の提出について

上記の件について、別紙のとおり報告します。

令和5年度

城陽市教育委員会事務の管理及び執行の
状況の点検及び評価の結果に関する報告書

目 次

1. 城陽市教育委員会 委員活動	・ ・ ・ ・ ・	1
2. 城陽市教育委員会事務局 組織図	・ ・ ・ ・ ・	9
3. 城陽市教育委員会事務局 事務分掌	・ ・ ・ ・ ・	10
4. 令和5年度 教育委員会事業点検・評価	・ ・ ・ ・ ・	13

1. 城陽市教育委員会 委員活動

【教育委員会の構成】

(令和4年度)

職 名	氏 名	任 期
教育長	北澤 義之	令和3年12月26日～令和6年12月25日
教育長職務代理者	大戸 光博	令和4年12月 1日～令和8年11月30日
委員	小森 弥生	令和元年12月25日～令和5年12月24日
	岡田 まり	令和4年12月 1日～令和8年11月30日
	堀井 誠史	令和3年11月14日～令和7年11月13日

【教育委員会】

項 目	年 月 日	場 所
4月定例教育委員会	令和4年 4月18日	城陽市役所本庁舎第2会議室
5月定例教育委員会	令和4年 5月24日	城陽市役所本庁舎第2会議室
6月定例教育委員会	令和4年 6月28日	城陽市役所本庁舎第2会議室
7月定例教育委員会	令和4年 7月26日	城陽市役所西庁舎401・402 会議室
8月定例教育委員会	令和4年 8月23日	城陽市役所西庁舎401・402 会議室
9月定例教育委員会	令和4年 9月29日	城陽市役所本庁舎第2会議室
10月定例教育委員会	令和4年10月21日	城陽市役所西庁舎401・402 会議室
11月定例教育委員会	令和4年11月29日	城陽市役所西庁舎401・402 会議室
12月定例教育委員会	令和4年12月23日	城陽市役所西庁舎401・402 会議室
1月定例教育委員会	令和5年 1月25日	城陽市役所西庁舎401・402 会議室
2月定例教育委員会	令和5年 2月28日	城陽市役所西庁舎401・402 会議室
令和4年第1回臨時教育委員会	令和5年 3月24日	城陽市役所西庁舎教育長室
3月定例教育委員会	令和5年 3月30日	城陽市役所西庁舎403会議室

【教育委員会議事】

議案・報告案件名	採決結果・報告要旨等
<4月定例教育委員会> (議案) ・令和4年度城陽市教育委員会表彰について ・城陽市教育支援委員会委員の委嘱及び任命について ・城陽市立幼稚園就園支援委員会委員の任命について ・城陽市スポーツ推進委員の委嘱について ・城陽市社会教育委員の委嘱について (報告) ・城陽市教育委員会各課等定例報告	・教育の発展に貢献、スポーツの分野で優秀な成績を収める等した4名を表彰することについて、原案どおり可決された。 ・人事異動等による委員の退任に伴い、市内学校の教職員等から選出の委員8名を委嘱、任命することについて、原案どおり可決された。 ・人事異動等による委員の退任に伴い、市職員等から選出の委員1名を任命することについて、原案どおり可決された。 ・委員の任期満了に伴い、9名を委嘱することについて、原案どおり可決された。 ・人事異動等による委員の退任に伴い、1名を委嘱することについて、原案どおり可決された。 ・教育委員会各課等の定例報告を行った。
<5月定例教育委員会> (議案) ・城陽市教育支援委員会委員の委嘱について ・城陽市社会教育委員の委嘱について (報告) ・城陽市教育委員会各課等定例報告 ・令和4年度(2022年度)児童生徒数一覧について ・令和4年度(2022年度)就学援助児童生徒認定状況について ・令和4年3月城陽市立5中学校卒業生徒の進路状況について ・城陽市生涯学習推進会議委員の委嘱について ・城陽市文化芸術推進会議委員の委嘱について	・任期中の委員の退任に伴い、1名を委嘱することについて、原案どおり可決された。 ・委員の任期満了に伴い、14名を委嘱することについて、原案どおり可決された。 ・教育委員会各課等の定例報告を行った。 ・市内10小学校、5中学校、富野幼稚園の令和4年5月1日現在の児童・生徒・園児数について報告した。 ・市内10小学校、5中学校における、令和4年5月1日現在の就学援助の認定人数、認定率について、前年度比と合わせ報告した。 ・令和4年3月に卒業した市内5中学校の生徒の令和4年5月1日現在の進路状況について、過年度との比較、進路指導の課題等と合わせ報告した。 ・人事異動等による委員の退任に伴い、1名が市長より委嘱されたことについて、報告を行った。 ・委員の任期満了に伴い、9名の委員に市長より委嘱されたことについて、報告を行った。

<6月 定例教育委員会> (議案) ・城陽市いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について ・城陽市学校給食審議会委員の委嘱について ・城陽市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について (報告) ・城陽市教育委員会各課等定例報告	・役員の交代等に伴い、新たに推薦があった2名を選任することについて、原案どおり可決された。 ・役員の交代等に伴い、新たに推薦があった3名を選任することについて、原案どおり可決された。 ・役員の交代等に伴い、新たに推薦があった26名の委員の委嘱について、原案どおり可決された。 ・教育委員会各課等の定例報告を行った。
<7月 定例教育委員会> (報告) ・城陽市教育委員会各課等定例報告 ・令和4年度城陽市奨学生決定の報告について	・教育委員会各課等の定例報告を行った。 ・令和4年度城陽市奨学生について、基準を満たした8名を決定したことを報告した。
<8月 定例教育委員会> (議案) ・令和5年度に小中学校で使用する特別支援学級用一般図書の採択について ・令和5年度(2023年度)城陽市立幼稚園園児募集要項について ・城陽市文化財保護審議会委員の委嘱について (報告) ・城陽市教育委員会各課等定例報告	・令和5年度に小中学校で使用する特別支援学級用一般図書329冊の採択について、原案どおり可決された。 ・令和5年度(2023年度)富野幼稚園園児募集にあたっての募集要項について、原案どおり可決された。 ・委員の任期満了に伴い、10名を委嘱することについて、原案どおり可決された。 ・教育委員会各課等の定例報告を行った。
<9月 定例教育委員会> (報告) ・城陽市教育委員会各課等定例報告 ・令和4年度全国学力・学習状況調査の結果について	・教育委員会各課等の定例報告を行った。 ・全国学力・学習状況調査の結果について、全国平均、府平均の比較と合わせて報告を行うとともに、児童生徒質問紙の回答結果と関連付けた今後の取組等についても、報告を行った。

<10月定例教育委員会> (議案) ・令和4年度城陽市教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について ・城陽市立公民館運営規則の一部改正について (報告) ・城陽市教育委員会各課等定例報告 ・令和4年度辻奨学生の決定について ・令和5年度(2023年度)城陽市立幼稚園園児募集の結果について ・令和5年度京都府公立高等学校入学者選抜について ・城陽市立公民館の設置及び管理等に関する条例等の一部改正について	・議会報告及び公表に先立ち、令和4年度城陽市教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、評価の概要や有識者の意見等を報告し、原案どおり可決された。 ・城陽市立公民館の設置及び管理等に関する条例等の一部改正に伴い、城陽市立公民館運営規則の一部改正について、原案どおり可決された。 ・教育委員会各課等の定例報告を行った。 ・応募者20名のうち、選考委員会での選考の結果、勉学の分野で大学(院)生1名、高校生1名、芸術の分野で大学(院)生1名を辻奨学生として決定したことについて、報告を行った。 ・令和5年度(2023年度)富野幼稚園園児募集について、3歳児10名、4歳児3名、5歳児0名という募集結果を報告するとともに、定員に満たないため引き続き募集を行うことについても、報告を行った。 ・令和5年度京都府公立高等学校入学者選抜について、報告を行った。 ・城陽市立公民館の設置及び管理等に関する条例等の一部改正について、報告を行った。
<11月定例教育委員会> (議案) ・令和5年度(2023年度)社会教育の重点の諮問について (報告) ・城陽市教育委員会各課等定例報告 ・令和5年城陽市二十歳の集いの開催について	・令和5年度の社会教育の重点に関し、城陽市総合計画や生涯学習推進計画、文化芸術振興計画等を踏まえ、生涯学習社会の実現、人権教育の推進等大きく4つの項目にわたり社会教育委員会に諮問することについて、原案どおり可決された。 ・教育委員会各課等の定例報告を行った。 ・二十歳の集いについて、日程、式典概要等を報告するとともに、教育委員に対し臨席の依頼を行った。
<12月定例教育委員会> (議案) ・城陽市史跡整備委員会委員の委嘱について	・委員の任期満了に伴い、6名を委嘱することについて、原案どおり可決された。

(報告) ・城陽市教育委員会各課等定例報告	・教育委員会各課等の定例報告を行った。
<1月定例教育委員会> (報告) ・城陽市教育委員会各課等定例報告 ・城陽市総合運動公園駐車場条例の一部改正について	・教育委員会各課等の定例報告を行った。 ・城陽市総合運動公園駐車場条例の一部改正について、報告を行った。
<2月定例教育委員会> (議案) ・令和5年度(2023年度)教職員管理職人事について (報告) ・城陽市教育委員会各課等定例報告 ・令和5年度重点事業予算概要について ・城陽市若者定住奨励奨学金返還支援金令和4年度登録者の決定について ・第7回「城陽子ども文化・科学賞」の結果について ・第5回子どもダ・ビンチ発見！「ふるさと城陽」絵画コンクールについて	・令和5年4月1日付けの人事異動に伴う教職員管理職人事について、原案どおり可決された。 ・教育委員会各課等の定例報告を行った。 ・令和5年度当初予算における教育費予算の内訳、教育委員会の新規・重点事業の予算概要について、報告を行った。 ・40名を令和4年度登録者として決定したことについて、報告を行った。 ・第7回「城陽子ども文化・科学賞」の応募者数、受賞者等について、報告を行った。 ・第5回子どもダ・ビンチ発見！「ふるさと城陽」絵画コンクールの応募者数、受賞者等について、報告を行った。
<令和5年第1回臨時教育委員会> (議案) ・教育委員会管理職人事について	・令和5年4月1日付けの人事異動に伴う教育委員会管理職人事について、原案どおり可決された。
<3月定例教育委員会> (議案) ・城陽市個人情報の保護に関する規則の制定について ・令和5年度城陽市学校教育指導の指針について ・城陽市教育支援委員会委員の委嘱及び任命について	・国の動向を踏まえ、城陽市個人情報の保護に関する規則の制定について、原案どおり可決された。 ・令和5年度城陽市学校教育指導の指針の策定について、令和4年度からの主な改正点等を説明し、原案どおり可決された。 ・委員の任期満了に伴い、35名の委員に対し委嘱することについて、原案どおり可決された。

・城陽市立幼稚園就園支援委員会委員の委嘱及び任命について ・城陽市いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について ・令和5年度(2023年度)社会教育の重点について	・委員の任期満了に伴い、6名の委員に対し委嘱することについて、原案どおり可決された。
・城陽市立小学校及び中学校の開放に関する規則及び城陽市立学校施設使用に関する規則の一部改正について ・城陽市図書館協議会委員の委嘱について	・委員の任期満了に伴い、6名の委員に対し委嘱することについて、原案どおり可決された。 ・社会教育委員会議より答申が出されたことを受け、第2次生涯学習推進計画等を踏まえて令和5年度(2023年度)社会教育の重点を策定することについて、令和4年度からの主な改正点等を説明し、原案どおり可決された。 ・城陽市立小学校及び中学校の開放に関する規則及び城陽市立学校施設使用に関する規則の一部改正について、原案どおり可決された。
・城陽市教育委員会各課等定例報告 ・城陽市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部改正について ・令和4年度城陽市小学校学力診断テスト(標準学力調査)の結果について	・委員の任期満了に伴い、6名の委員に対し委嘱することについて、原案どおり可決された。 ・教育委員会各課等の定例報告を行った。 ・城陽市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部改正について、報告を行った。
・城陽市総合運動公園駐車場条例施行規則の一部改正について ・専決処分の報告について ・専決処分の報告について	・城陽市小学校学力診断テスト(標準学力調査)の結果について、全国平均の比較と合わせて報告を行うとともに、学力向上に係り現在実施している取組、さらに今後の取組についても、報告を行った。 ・城陽市総合運動公園駐車場条例施行規則の一部改正について、報告を行った。 ・令和5年4月1日付けの教職員一般職の人事異動に伴う専決処分について、報告を行った。 ・令和5年4月1日付けの管理職を除く教育委員会事務局職員の人事異動に伴う専決処分について、報告を行った。

【総合教育会議】

項 目	年 月 日	場 所
第1回総合教育会議	令和5年2月2日	富野小学校学習室

【総合教育会議協議事項】

協議事項	協議内容等
＜第1回総合教育会議＞ ・学校生活の状況について	・授業等を視察し、意見交換を行った。

【広域行事・研修関係】

項 目	年 月 日	場 所
京都府市町村教育委員会連合会 定期総会・研修会	令和4年 5月30日	京都府総合教育センター
近畿市町村教育委員会研修大会	令和4年11月 1日	オンライン
府内市町(組合)教育委員会研修 会	令和4年11月11日	ルビノ堀川

【学校・教育機関関係】

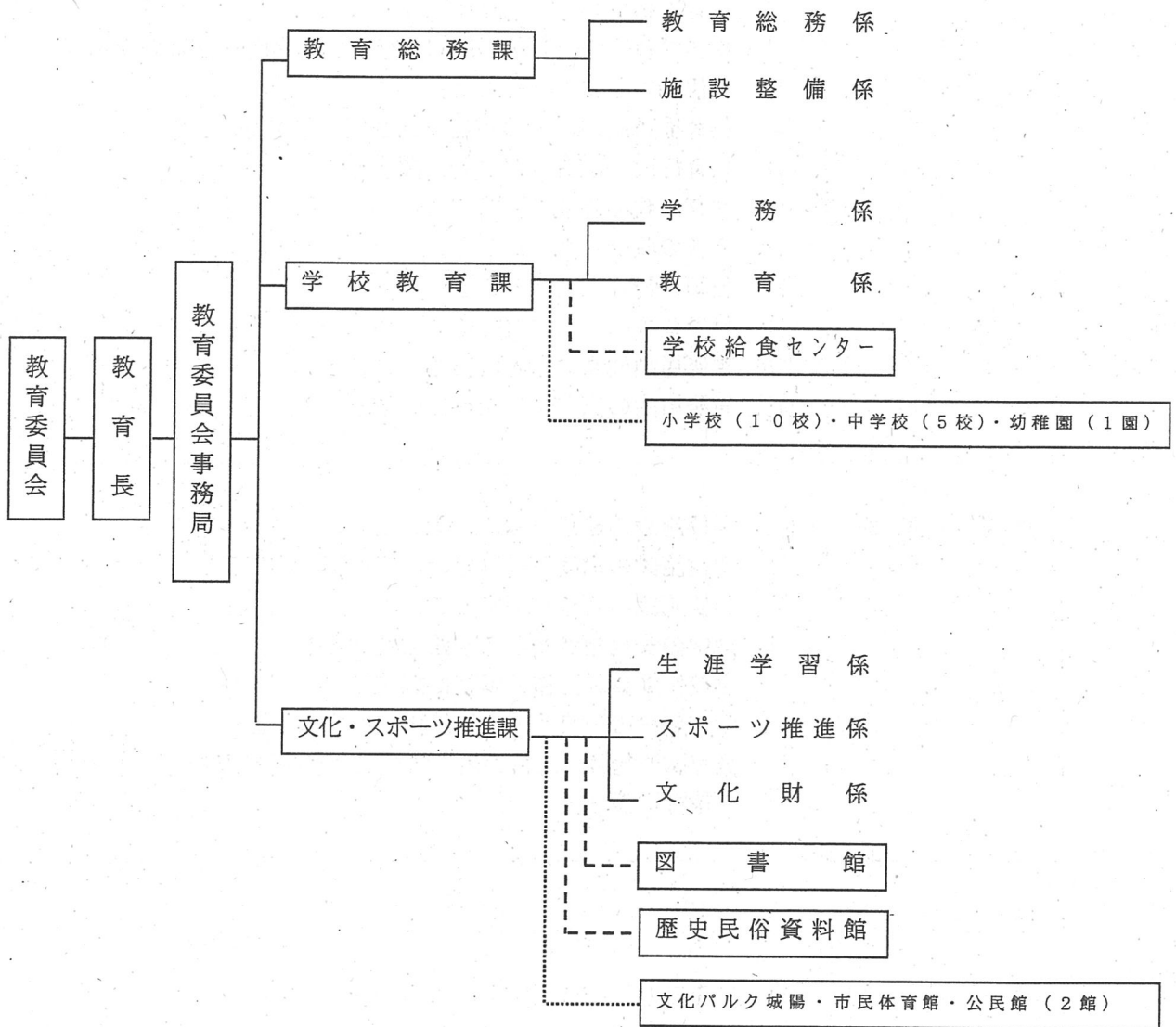
項 目	年 月 日	場 所
小学校 入学式	令和4年 4月 7日	市立小学校
中学校 入学式	令和4年 4月 8日	市立中学校
幼稚園 入園式	令和4年 4月11日	富野幼稚園
学校長との懇談会	令和4年 7月26日	市役所
中学校 体育大会	令和4年 9月29日他	市立中学校
中学校 合唱コンクール	令和4年10月19日他	文化パーク城陽
校園長・教頭・副園長合同会議	令和5年 1月 5日	文化パーク城陽

項 目	年 月 日	場 所
中学校 卒業式	令和5年 3月14日	市立中学校
幼稚園 修了式	令和5年 3月16日	富野幼稚園
小学校 卒業式	令和5年 3月17日	市立小学校
小中学校・幼稚園訪問	随時	市立小中学校・富野幼稚園

【行事・式典関係】

項 目	年 月 日	場 所
第40回「青少年の意見」発表会	令和4年10月22日	文化パーク城陽
教育委員辞令交付式	令和4年11月29日	市役所
新春名刺交換会	令和5年 1月 5日	文化パーク城陽
消防出初式	令和5年 1月 8日	城陽市総合運動公園
二十歳の集い	令和5年 1月 9日	文化パーク城陽
城陽子ども文化・科学賞 選考会	令和5年 1月31日	市役所

2. 城陽市教育委員会事務局 組織図



3. 城陽市教育委員会事務局 事務分掌

教 育 総 務 課	
教 育 総 務 係	(1) 教育委員会の会議に関する事。 (2) 教育委員会の行う表彰に関する事。 (3) 事務局及び教育機関の職員（府費負担教職員を除く。）の任免その他の人事に関する事。 (4) 教育委員会規則等の制定及び改廃に関する事。 (5) 教育行政の調査及び研究に関する事。 (6) 教育行政の相談に関する事。 (7) 文書の収受に関する事。 (8) 公印の管守に関する事。 (9) 奨学金等の交付に関する事。 (10) 事務局内他課の所管に属さない事。 (11) 事務局内の庶務及び調整に関する事。
施 設 整 備 係	(1) 学校施設の建設計画に関する事。 (2) 学校施設の取得及び処分の申出に関する事。 (3) 学校施設の管理に関する事。 (4) 通学の安全指導及び通学路に関する事。 (5) 学校作業員の配置の調整に関する事。 (6) 学校施設の改良及び維持補修に関する事。 (7) 教育関連施設（附帯設備を含む。）の技術的調査、設計及び工事の施行に関する事。
学 校 教 育 課	
学 務 係	(1) 府費負担教職員の人事に関する事。 (2) 教職員の研修に関する事。 (3) 学級編制に関する事。 (4) 児童及び生徒の就学に関する事。 (5) 通学区域に関する事。 (6) 学校保健に関する事。 (7) 学校安全に関する事。 (8) 私立幼稚園に関する事。 (9) 学校給食センターとの調整に関する事。 (10) 英語指導助手に関する事。

教 育 係	(1) 幼稚園及び学校の運営に関すること。 (2) 幼稚園及び学校における教育計画の指導に関すること。 (3) 児童及び生徒の指導及び教育相談に関すること。 (4) 幼稚園及び学校の予算配分に関すること。 (5) 教科用図書の採択に関すること。 (6) 教科用図書の給与に関すること。 (7) 教材、教具その他学校の備品の整備に関すること。 (8) 就学援助及び特別支援教育就学奨励に関すること。 (9) 心身に障がいがある児童及び生徒の就学に関すること。 (10) 教育広報紙の発行に関すること。
文 化 ・ ス ポ ー ツ 推 進 課	
生 涯 学 習 係	(1) 生涯学習に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること。 (2) 生涯学習推進会議等に関すること。 (3) 文化パーク城陽に関すること。 (4) 公益財団法人城陽市民余暇活動センターに関すること。 (5) 社会教育委員に関すること。 (6) 社会教育備品の保管及び貸出しに関すること。 (7) 公民館の管理及び運営に関すること。 (8) 生涯学習事業の実施に関すること。 (9) 人権教育の推進に関すること。 (10) 青少年健全育成の団体等に関すること。 (11) 青少年健全育成事業の実施に関すること。 (12) 青少年問題に係る立入調査等に関すること。 (13) 図書館との調整に関すること。
スポーツ推進係	(1) スポーツ推進委員に関すること。 (2) 社会体育施設に関すること。 (3) 市民のスポーツ及びレクリエーションに関すること。 (4) 総合運動公園の管理に関すること。
文 化 財 係	(1) 文化財保護審議会に関すること。 (2) 文化財の保護及び活用に関すること。 (3) 文化財の調査に関すること。 (4) 歴史民俗資料館との調整に関すること。

学 校 給 食 セ ン タ ー	
	(1) 学校給食に係る施設及び設備の管理に関すること。 (2) 物資の購入に関すること。 (3) 献立の作成に関すること。 (4) 栄養の指導に関すること。 (5) 調理の指導に関すること。 (6) 衛生管理の指導に関すること。 (7) その他学校給食に関すること。
図 書 館	
	(1) 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。 (2) 図書館資料の貸出及び返却に関すること。 (3) 読書案内及びレファレンスに関すること。 (4) 読書推進事業に関すること。 (5) 図書館協議会に関すること。 (6) 施設の管理に関すること。 (7) その他図書館奉仕に関すること。
歴 史 民 俗 資 料 館	
	(1) 城陽市歴史民俗資料館に関すること。 (2) 市史に関すること。

4. 令和5年度 教育委員会事業点検・評価

①城陽市教育大綱 14

城陽市では、市長と教育委員会が総合教育会議において協議し、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める城陽市教育大綱を平成29年4月に策定しました。

大綱の策定にあたっては、国の「教育振興基本計画」、京都府の「教育振興プラン」や本市の「第4次城陽市総合計画」などを参酌し、基本理念、計画期間、本市の教育行政を推進するうえでの重点目標ならびに目標達成に向けての施策展開を定めています。

②教育委員会事業点検評価シート 22

城陽市教育大綱に位置付けられた施策の中から12の施策を抽出し、点検・評価を行いました。

③令和5年度城陽市教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について 35

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づき、教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係り、学識経験者の知見の活用を図りました。

城陽市教育大綱

令和 4 年 4 月改訂
城陽市

I 大綱策定の趣旨

大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に規定されているものであり、地方公共団体の長が、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について定めるものです。

本市の教育大綱については、国の「教育振興基本計画」や京都府の「教育振興プラン」を踏まえたうえで、市長と教育委員会が総合教育会議において協議し、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

II 城陽市教育大綱の基本理念

“笑顔輝く”愛着と創造力を育むまちづくり

温暖な気候となだらかな丘陵地や田畑、水量豊かな川や地下水等に恵まれた本市は、古くはおよそ2万年前の旧石器時代から人々の営みがあり、古墳時代を中心として数多くの歴史・文化遺産が存在し、日本を代表する京都と奈良という二つの古都の中間にある「五里五里の里」と称されてきた、緑樹が陽に映える歴史あるまちです。

現在、新しい国土軸として新名神高速道路の整備が進められており、市東部に広がる東部丘陵地については、日本初となる基幹物流施設の整備、JR奈良線高速化・複線化事業の促進等により、本市の近未来には確かな活性化と発展が望めますが、一方では、少子高齢化は顕著となり、人口はここ近年漸減している状況にもあります。

そのまちづくりの中で期待される本市の教育には、「知・徳・体」の調和のとれた子どもたちの育成という、いつの時代にも変わらぬ教育普遍の目的とともに、本市特有の歴史や文化的な背景、社会資源等を活かしながら、すべての子どもたちに「ふるさと城陽」への誇りと愛着心を育み、本市に住み続けたいという思いを持って成長してもらうこと、そして、その中で未来の本市を担う創造力と実行力のある人材を育成していくことが、大きな使命として求められて

います。

そのためには、学校（園）教育の充実とそれを支える地域と保護者、三者の相互理解・連携が何よりも肝要であり、その総合的な教育力、教育環境を基盤として、子どもたちの「確かな学力」「豊かな人間性」「たくましい心身」の成長を促す教育を推進していくことが重要です。

また、ますます多様化・高度化する人々の学習需要や健康長寿化社会等を見据えた生涯学習・社会教育の充実や文化・スポーツの一層の振興も不可欠となっています。

このような現状と教育課題を認識し、本市は日本国憲法と教育基本法に基づき、「教育振興基本計画」や「京都府教育振興プラン」を踏まえながら、「“笑顔輝く”愛着と創造力を育むまちづくり」を理念とする本教育大綱を定め、今後5年間を計画期間として教育行政施策を進めていくものとします。

Ⅲ 城陽市教育大綱の計画期間

第4次城陽市総合計画後期基本計画の目標年次を踏まえ、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。但し、計画期間内に上位計画の改訂などで見直しが必要となった場合には、総合教育会議で再度協議し、改めて大綱を策定するものとします。

Ⅳ 人がつながるまちづくり

令和2年の新型コロナウイルス感染症の拡大により、学校では長期間の臨時休業をはじめとする様々な教育活動の制限など、かつてない状況が今なお続いております。社会においても行動変化が求められ、人々の価値観も大きく変わろうとしています。そういった中で、学校ならではの学びや学校でしかできない教育活動の重要性、また安心・安全なセーフティーネットとしての居場所など、学校の存在意義は大きく見直されてきています。

一方で、デジタル化社会やグローバル化が急速に進展し、新型コロナウイルス感染症の対応とも相まって、これからの学びを支えるICTを効果的に活用し、時代の変化に応じた教育の推進が喫緊の課題となっています。また、次世代の担い手として生きる力を育むことは、成年年齢の引き下げもあり、より重要性を増しているところです。

教育委員会では、こうした時代であるからこそ、社会の変化を前向きに受け止め、実際の社会や生活で生きて働く「知識や技能」、未知な状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力」、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力や人間性」をバランスよく身に付け、社会に出てからも学校で学んだことが生かせる人材育成を目指してまいります。

また、子どもから大人まですべての人々が「社会がどのように変化しても、多様な人々とのつながりを保ちながら持続可能な社会を創造していくまちづくり」を目指します。さらに、文化の振興と歴史や伝統の保存・継承がされ、生涯を通じ、市民が自ら学び相互に学び合うことで、生活の向上・充実につながるとともにスポーツ・レクリエーションを楽しみ、心身ともに健やかな市民が育つ社会の形成を目指してまいります。

V 重点目標

1. 学校教育の充実

学校・家庭・地域社会が連携し、すべての子どもが、周囲からの愛情や信頼、期待などに「包み込まれてという感覚」を土台として、自己肯定感を育むことが重要です。

学習活動では、今日までに積み上げてきた指導とICTのベストミックスを図り、「協働的な学び」と「個別最適な学び」を実現します。また、AETを効果的に活用し、英語による表現力の強化と国際感覚を醸成します。同時に、集団活動や地域等との交流を通して豊かな心の培い、認知能力と非認知能力を一体的に育成します。

また、教育の出発点である幼児教育と小学校との連携を前に進めるとともに、小中学校間の連携強化を図り、就学前から高校入学までの切れ目のない教育活動を展開します。

そして、これらの様々な教育活動を積み上げ、めまぐるしく変化する社会を前向きにとらえ、「主体的に学び考える力」、「多様な人とつながる力」、「新たな価値を生み出す力」を育む教育を推進します。

2. 教育環境の充実、健全な青少年の育成

児童・生徒が安心して生活できるまちづくりを行うとともに、快適に学べる教育環境を整備します。

また、青少年を地域全体で見守り、その成長を支援する社会をめざすとともに、青少年がたくましく生きる力や命の大切さを学ぶ遊びや体験などの場を充実します。

さらに、給食を生きた教材として活用し、地域の自然、食文化、産業等についての理解を深めるとともに、地元野菜の利用促進により地産地消をめざします。

3. 生涯学習・社会教育の充実

生涯を通じて市民が自らの多様な学習意欲を充たすため、市民自らの生活の向上・充実に向け積極的に学習に取り組める機会や場を提供します。

また、個人や地域の力により、より良い地域社会となることをめざし、地域全体で子どもの教育を行います。

4. 文化芸術の振興

文化財を保存・継承することにより、市民がふるさとの誇りと愛着心をもてるまちをめざすとともに市民との協働で、文化財、文化芸術を自然・文化・産業とともに地域資源として活用し、新名神高速道路の開通やＪＲ奈良線の複線化、東部丘陵地の整備などにより増加が見込まれる交流人口を市内に呼び込み、にぎわいと活力のあるまちをめざします。

また、エコミュージアムコア施設・文化財の調査研究施設である歴史民俗資料館を充実し、ふるさとの地域資源を次世代に伝承していくまちをめざします。

さらに、文化芸術活動を行う市民ひとりひとりの自主性、創造性を尊重するとともに、市民が生涯にわたって文化を享受し、健康で生きる喜びを感じながら暮らしていけるまちをめざします。

5. スポーツ・レクリエーションの振興

市民一人ひとりが主体的、日常的に城陽市総合運動公園などのスポーツ・レクリエーション施設を活用しながら健康づくりに取り組みます。

また、あらゆる世代の市民が、性別や障がいの有無に関わりなく、健康でいきいきと生きがいをもって暮らせる社会づくりをめざします。

さらに、各種スポーツにおいて本市出身の選手の活躍を激励し、競技力の向上を目指すなど、スポーツのまち城陽としてまちの活性化をめざすとともに、市民が京都サンガＦ．Ｃ．の選手と交流し、サンガのホームタウンとしてまちの活性化をめざします。

VI 施策の展開

1. 学校教育の充実

- ① 学力向上事業の充実
- ② 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の推進
- ③ 不登校対策事業の充実及びいじめ対策事業の充実
- ④ 公立幼稚園の充実
- ⑤ 特別支援教育の推進
- ⑥ 保育園・幼稚園と小学校の連携促進及び小中学校間の連携強化
- ⑦ 就学・就園に伴う負担軽減策の充実

2. 教育環境の充実、健全な青少年の育成

- ① 学校施設改修の実施
- ② 通学路安全対策の推進
- ③ 社会環境の再構築と青少年健全育成体制の充実
- ④ 豊かな体験活動の推進
- ⑤ 地元野菜の利用促進

3. 生涯学習・社会教育の充実

- ① 生涯学習の充実と推進
- ② 学習機会の充実と学習支援
- ③ 地域社会の教育力の向上
- ④ 図書館の充実
- ⑤ 生涯学習施設の充実

4. 文化芸術の振興

- ① 文化財の保護と活用
- ② 文化財保護意識の普及・啓発
- ③ 歴史民俗資料館の充実
- ④ エコミュージアムの推進
- ⑤ 文化芸術活動の推進・充実

5. スポーツ・レクリエーションの振興

- ① スポーツ・レクリエーション活動の推進と共生社会の実現
- ② 各団体との連携（支援）と指導者の育成
- ③ スポーツ・レクリエーション施設の充実
- ④ 京都サンガF. C. の支援
- ⑤ スポーツ・レクリエーション活動の活性化の推進

教育委員会事業点検評価シート

〔評価状況〕

※A:十分な成果が得られた B:まあまあ成果が得られた

C:あまり成果が得られなかった D:まったく成果が得られなかった

1. 学校教育の充実

事業名	内部評価	所属課等名	項
不登校対策事業	B	学校教育課	23
幼児教育センター業務	A	学校教育課	24
幼稚園預かり保育業務	A	学校教育課	25
奨学金支給業務	A	教育総務課	26

2. 教育環境の充実、健全な青少年の育成

事業名	内部評価	所属課等名	項
通学路安全推進事業	B	教育総務課	27
地産地消促進事業	B	学校給食センター	28

3. 生涯学習・社会教育の充実

事業名	内部評価	所属課等名	項
学校支援地域本部事業	A	文化・スポーツ推進課	29
放課後子ども教室推進事業、土曜子ども活動支援業務	A	文化・スポーツ推進課	30
図書館利用促進事業	B	図書館	31

4. 文化芸術の振興

事業名	内部評価	所属課等名	項
展示・普及業務	A	歴史民俗資料館	32
エコミュージアム事業	B	文化・スポーツ推進課	33

5. スポーツ・レクリエーションの振興

事業名	内部評価	所属課等名	項
スポーツ振興事業	B	文化・スポーツ推進課	34

・ A 評価（十分な成果が得られた）・・・・・・・・・・ 6 事業／12 事業

・ B 評価（まあまあ成果が得られた）・・・・・・・・・・ 6 事業／12 事業

事業名	不登校対策事業	
所管課等名	課名等	係名
	学校教育課	教育係

●事業の位置付け

教育大綱における施策分類	区分		施策
	1. 学校教育の充実		③不登校対策事業及びいじめ対策の充実
京都府教育振興プランでの位置付け	推進方策		項目
	推進方策2 豊かな人間性の育成と多様性の尊重		(11)不登校児童生徒に対する学びの保障
法的根拠	☒ あり ☐ なし		

●事業の概要

事業概要 (何を目的として、だれに、何を行うのか)	児童生徒のストレスを和らげることのできる人材を配置し、悩み、不安、ストレス等の解消を図り、心のゆとりを持てるような環境をつくることと、不登校並びにその傾向を示す児童生徒や保護者に対して教育相談部、担任、養護教諭との連携を行い、心のケアを図ることを目的として、スクールカウンセラー、教育充実補助員(不登校対策)の配置を行うほか、城陽市適応指導教室事業、その他不登校対策の推進に係る事業を実施する。
これまでの事業の経緯 (改革・改善等の取組み経過等)	ふれあい教室(適応指導教室)を開設し、不登校の児童生徒や保護者等に対する支援を実施してきた。 また、スクールカウンセラー、教育充実補助員(不登校対策)を配置し、心のケアを図ってきた。
令和4年度の主な取組み	スクールカウンセラーの配置(府費配置校以外の9小学校に配置) 教育充実補助員(不登校対策)の配置(全中学校に各1名配置) 教育相談業務の実施 事例研究会の開催等による不登校の解消方策の検討を実施

●事業推進上の指標及び目標値

第4次城陽市総合計画におけるまちづくり指標の有無		☒ あり ☐ なし
まちづくり指標名	指標の説明	
不登校児童・生徒数の割合(小学校・中学校)	欠席日数が年間30日以上の子どもの割合	
単位	計画策定時の値	令和4年度の目標値 令和8年度の目標値
%	0.47/3.10	0.38/2.62 0.30/2.30

●事業実績及び事業費

事業実績	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
不登校児童数の割合(小学校)	%	0.79	0.89	0.6
不登校生徒数の割合(中学校)	%	5.23	4.92	3.68
コスト		令和2年度	令和3年度	令和4年度
(単位:千円)				
事業費	(A)	17,305	19,675	19,572
財源内訳	特定財源	1,219	1,064	1,006
	一般財源	16,086	18,611	18,566

●内部評価

事業の実施にあたって...	☐ 十分な成果が得られた ☒ まあまあ成果が得られた ☐ あまり成果が得られなかった ☐ まったく成果が得られなかった
---------------	--

●今後の方向性(改革・改善方向)

事業推進上の課題	令和2年度(2020年度)から特に中学生で減少しているが、不登校は本市の生徒指導上の最重要課題である。安心して教育が受けられる学校環境の充実を一層進める必要がある。
今後の改革改善案	スクールカウンセラー、各種支援員及びふれあい教室の連携を一層深め、子どもたちの不登校解消に取り組む。

評価	理由	
	☐ 拡大・充実 ☒ 継続 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止	個別の事象に丁寧に対応し、関係機関と連携し取り組んでいく必要があることから、ふれあい教室(適応指導教室)事業の実施、スクールカウンセラー、各種支援員の配置に引き続き取り組む。

事業名	幼児教育センター業務	
所管課等名	課名等 学校教育課	係名 学務係

●事業の位置付け

教育大綱における施策分類	区分		施策
	1. 学校教育の充実		④公立幼稚園の充実
京都府教育振興プランでの位置付け	推進方策		項目
	推進方策2 豊かな人間性の育成と多様性の尊重		(9)人格形成の基礎を培う幼児教育
法的根拠	☒ あり ☐ なし	幼稚園教育要領	

●事業の概要

事業概要 (何を目的として、だれに、何を行うのか)	近年の少子化・核家族化等幼児の取り巻く社会の状況や環境の変化に伴う子育ての悩みや不安を取り除くため、幼児をもつ保護者に対し、幼稚園の1室を開放し、あそびのひろばとして子育ての相談等に取り組む。		
これまでの事業の経緯 (改革・改善等の取組み経過等)	平成7年度(1995年度)、園独自による事業を展開し、地域の未就園児に遊び場を提供し、保護者の悩み相談等を実施。 平成13年度(2001年度)、子育て支援センター事業の一環として幼稚園に1室、幼児教育センター(通称、ひよこの部屋)として常時開設し、あそびのひろば、こりすクラブ(2歳児対象学級)など未就園児向けの活動を実施。また、月に1回、子育て支援センターから指導員の派遣を受け、保護者向けの子育て支援を実施。		
令和4年度の主な取組み	あそびのひろば、こりすクラブなどの未就園児向け事業を実施。 参加する未就園児に傷害(レクリエーション)保険契約。		

●事業推進上の指標及び目標値

第4次城陽市総合計画におけるまちづくり指標の有無	☒ あり ☐ なし
まちづくり指標名	指標の説明
単位	計画策定時の値 令和4年度の目標値 令和8年度の目標値

●事業実績及び事業費

事業実績	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
幼児教育センター利用者数	人	437	281	510
コスト	(単位:千円)			
事業費	(A)	38	35	35
財源内訳	特定財源	0	0	0
	一般財源	38	35	35

●内部評価

事業の実施にあたって・・・	☒ 十分な成果が得られた ☐ まあまあ成果が得られた ☐ あまり成果が得られなかった ☐ まったく成果が得られなかった
---------------	--

●今後の方向性(改革・改善方向)

事業推進上の課題	あそびのひろばの日には利用者が多く、他の日には利用者が少ない傾向があり、こりすクラブ等のイベントがないと利用者が0の場合も多々ある。
今後の改革改善案	こりすクラブや幼児教育センター活動について、地域への周知を進めるとともにこりすクラブ等の園庭の開放事業の拡大を検討したい。

事業の方向性	理由	
	☐ 拡大・充実 ☒ 継続 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止	子育ての悩みや不安を取り除くため、気軽に相談できる場として引き続き幼児教育センターを開設する必要がある。

令和5年度 教育委員会事業点検評価シート

事業名	幼稚園預かり保育業務	
所管課等名	課名等 学校教育課	係名 教育係

●事業の位置付け

教育大綱における施策分類	区分		施策
	1. 学校教育の充実		④公立幼稚園の充実
京都府教育振興プランでの位置付け	推進方策		項目
	推進方策2 豊かな人間性の育成と多様性の尊重		(9)人格形成の基礎を培う幼児教育
法的根拠	☒ あり ☐ なし	幼稚園教育要領	

●事業の概要

事業概要 (何を目的として、だれに、何を行うのか)	核家族化の進行、勤労形態の多様化等に伴う保育需要及び保護者の疾病等による緊急時の保育に対応するため、公立幼稚園において保育時間を延長して預かり保育を実施し、保護者の保育負担の軽減を図る。 時間：午後2時～午後6時 預かり保育料：1時間あたり150円～0円		
これまでの事業の経緯 (改革・改善等の取組経過等)	平成13年(2001年)4月 公立幼稚園で預かり保育を開始(週2日：火曜日、金曜日) 平成22年(2010年)4月 公立幼稚園で預かり保育を週4日に拡充(実施曜日：月、火、木、金曜日) 令和2年(2020年)4月 公立幼稚園預かり保育を週5日に拡充(実施曜日：月、火、水、木、金曜日) 長期休業中の預かり保育を実施		
令和4年度の主な取組み	富野幼稚園で預かり保育を週5日実施(実施曜日：月～金曜日) 富野幼稚園で長期休業中の預かり保育を実施		

●事業推進上の指標及び目標値

第4次城陽市総合計画におけるまちづくり指標の有無	☒ あり ☐ なし
まちづくり指標名	指標の説明
単位	計画策定時の値
	令和4年度の目標値 令和8年度の目標値

●事業実績及び事業費

事業実績	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用延べ人数	人	285	870	901
総利用時間数	時間	676	3,032	2,826
コスト (単位：千円)		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (A)		1,300	1,389	1,391
財源内訳	特定財源	43	90	118
	一般財源	1,257	1,299	1,273

●内部評価

事業の実施にあたって・・・	☒ 十分な成果が得られた ☐ まあまあ成果が得られた ☐ あまり成果が得られなかった ☐ まったく成果が得られなかった
---------------	--

●今後の方向性(改革・改善方向)

事業推進上の課題	長期休業期間中における預かりの開始時刻が、学期中の開始時刻と比べて遅いことから保護者の就労時刻等より、早めてほしいというニーズがあり、検討の余地がある。
----------	--

今後の改革改善案	保護者のニーズを把握し、体制等調整可能か、検討を進めていく。
----------	--------------------------------

事業方向性	理由
	引き続き預かり保育の利用状況を適切に把握するとともに、体制等を適宜見直しながら事業を継続する。

事業名	奨学金支給業務	
所管課等名	課名等	係名
	教育総務課	教育総務係

●事業の位置付け

教育大綱における施策分類	区分		施策
	1. 学校教育の充実		⑦就学・就園に伴う負担軽減策の充実
京都府教育振興プランでの位置付け	推進方策		項目
	推進方策4 学びを支える教育環境の整備		(16)多様な子どもたちを包み込む学びのセーフティネットの構築
法的根拠	☒ あり ☐ なし 城陽市奨学金規則、城陽市若者定住奨励奨学金返還支援金交付要綱		

●事業の概要

事業概要 (何を目的として、だれに、何を行うのか)	保護者が城陽市内に住所を有する高等学校又は高等専門学校第1学年に在学する者で、学力優良で学資支出が困難な状況にある者に対して、修学に資するための城陽市奨学金を支給する。 支給基準:高等学校又は高等専門学校第1学年に在学すること・中学校在学中の最終学年の成績の平均点が5段階で3.0以上であること・学資支出が困難な状況にあること・保護者が市内に住所を有すること・他の奨学金制度などを受けていないこと 奨学金:50,000円(入学支度金、1人1回に限る) 基金残高:2,923,831円(令和4年度(2022年度)末) また、未来を担う若者たちの城陽市への定住を促進するとともに、就職直後の新生活におけるスタートダッシュを経済的に支援するため、大学等を卒業後に就業し、5年以上本市に定住する方を対象に、在学中に貸与を受けた奨学金の返済を支援する。 支給額:1年間に返済した奨学金の1/2(最大86,000円)
これまでの事業の経緯 (改革・改善等の取組み経過等)	昭和58年度(1983年度) 奨学金制度を創設 平成16年度(2004年度) 奨学金基金を充当 平成17年度(2005年度) 奨学金(入学支度金)への寄附を受納し、奨学金基金に積立 平成18年度(2006年度) 入学支度金制度を創設 平成18年度(2006年度) 奨学金の財源として、寄附を受納し、奨学金基金に積立 平成22年度(2010年度) 高等学校無償化に伴い支給内容改定 令和元年度(2019年度) 奨学金返還支援制度を創設
令和4年度の主な取組み	城陽市奨学生については、6月1日～30日の間で募集を行った。 また、城陽市若者定住奨励奨学金返還支援制度については、8月1日～1月31日の間で大学生等を対象とした登録者の募集を行い、令和元年度(2019年度)及び令和2年度(2020年度)に登録された方に対し、支援金の支払いを行った。

●事業推進上の指標及び目標値

第4次城陽市総合計画におけるまちづくり指標の有無		☒ あり ☐ なし
まちづくり指標名		指標の説明
単位	計画策定時の値	令和4年度の目標値 令和8年度の目標値

●事業実績及び事業費

事業実績	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
奨学金受給者数	人	3	6	8
若者定住奨励奨学金返還支援制度登録者数	人	33	51	40
若者定住奨励奨学金返還支援制度支援者数	人	—	24	38
コスト (単位:千円)		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (A)		189	2,561	4,257
財源内訳	特定財源	150	300	400
	一般財源	39	2,261	3,857

●内部評価

事業の実施にあたって...	☒ 十分な成果が得られた ☐ まあまあ成果が得られた ☐ あまり成果が得られなかった ☐ まったく成果が得られなかった
---------------	--

●今後の方向性(改革・改善方向)

事業推進上の課題	城陽市奨学金においては、対象者への周知・広報及び最遅で令和9年度(2027年度)～令和10年度(2028年度)にかけて枯渇が見込まれる基金残高の確保について、検討課題である。 また、令和元年度(2019年度)に創設した奨学金返還支援制度においては、対象者へ更なる周知・広報を行う必要がある。
今後の改革改善案	城陽市奨学金については、引き続き広報やホームページの活用、中学校を通した生徒、保護者、近隣の公立高等学校への周知を行っていく。 また、奨学金返還支援制度については、広報・各種ホームページ・SNSの活用のほか、大学や市内施設等へのリーフレットの送付により、多くの方に制度を知っていただけるように周知、広報に努める。

評価	理由	
	☒ 拡大・充実 ☐ 継続 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止	城陽市奨学金については、市の独自制度であり、就学・進学に伴う経済的な負担軽減のため、今後も財源のある限り継続すべきと考える。 また、奨学金返還支援制度については、引き続き、各種広報活動や登録者の募集を行うとともに、支援金交付に向けて適切に運用を行っていく。

令和5年度 教育委員会事業点検評価シート

事業名	通学路安全推進事業	
所管課等名	課名等 教育総務課	係名 施設整備係

●事業の位置付け

教育大綱における施策分類	区分		施策
	2. 教育環境の充実、健全な青少年の育成		②通学路安全対策の推進
京都府教育振興プランでの位置付け	柱	推進方策	項目
		推進方策4 学びを支える教育環境の整備	(15)安心・安全を守る学校危機管理
法的根拠	あり	あり	

●事業の概要

事業概要 (何を目的として、だれに、何を行うのか)	児童・生徒の通学時の安全確保を一層充実するため、交通指導員の任用、適正配置、制服等の貸与(更新)、通学路安全推進会議の開催、登校旗等の配布(更新)といった安全点検、安全対策に係る施策を実施する。
これまでの事業の経緯 (改革・改善等の取組み経過等)	昭和48年度(1973年度) 危険箇所における交通指導員の配置を開始した。 平成22年度(2010年度) 流動配置箇所を増やした。(3カ所 → 4カ所) 平成24年度(2012年度) 交通指導員を増員した。(18人 → 19人) 平成25年度(2013年度) 流動配置人数を増やした。(4人(4カ所) → 5人(4カ所)) 平成27年度(2015年度) 交通指導員を増員した。(19人 → 20人) 平成28年度(2016年度) 交通指導員を増員した。(20人 → 21人)、流動配置人数を増やした。(5人(4カ所) → 6人(4カ所)) 平成29年度(2017年度) 交通指導員を増員した。(21人 → 22人)
令和4年度の主な取組み	前年度に引き続き、交通指導員(新規採用等)への制服等貸与、通学路安全推進会議(1月11日)開催、全小学校に対する登校旗及び登校旗用棒の配布を実施した。

●事業推進上の指標及び目標値

第4次城陽市総合計画におけるまちづくり指標の有無		あり	なし
まちづくり指標名		指標の説明	
単位	計画策定時の値	令和4年度の目標値	令和8年度の目標値

●事業実績及び事業費

事業実績	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交通指導員配置箇所	箇所	25	25	25
交通指導員任用数	人	22	22	22
コスト (単位:千円)		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (A)		6,154	6,294	6,328
財源内訳	特定財源	0	0	0
	一般財源	6,154	6,294	6,328

●内部評価

事業の実施にあたって・・・	○十分な成果が得られた	●まあまあ成果が得られた	○あまり成果が得られなかった	○まったく成果が得られなかった
---------------	-------------	--------------	----------------	-----------------

●今後の方向性(改革・改善方向)

事業推進上の課題	危険箇所の状況に応じた交通指導員の適正な配置・指導に努める必要がある。【交通指導員関係】
今後の改革改善案	通過車両及び通学児童数の増減等、危険箇所の状況を把握するため、交通量調査等を実施し、交通指導員の適正な配置に努める。【交通指導員関係】 児童に適切な交通安全の指導・誘導を行うため、交通指導員の指導状況確認や研修を実施し、通学中の事故防止に努める。【交通指導員関係】 制服等の貸与(更新)について、計画的に実施できるように努める。【交通指導員関係】 通学路安全推進会議について、限られた会議時間で有意義な意見交換ができるような議事進行や会議資料の作成に努める。【会議関係】 登校旗等の配布について、適切な個数の把握に努める。【登校旗関係】
事業の方向性	理由 ○拡大・充実 ●継続 ○縮小 ○廃止・休止 危険箇所の危険要因(道路幅、信号機設置、車両等の交通量の減少、交通マナーの向上)が、克服されるまで必要性がある。【交通指導員関係】 また、児童の通学時の安全確保に対しての支援も引き続き必要である。【会議関係・登校旗関係】

令和5年度 教育委員会事業点検評価シート

事業名	地産地消促進事業	
所管課等名	課名等 学校給食センター	係名 —

●事業の位置付け

教育大綱における施策分類	区分		施策
	2. 教育環境の充実、健全な青少年の育成		⑦地元野菜の利用促進
京都府教育振興プランでの位置付け	推進方策		項目
	推進方策3 健やかな身体の育成		(13)健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応
法的根拠	☒ あり ☐ なし	食育基本法	

●事業の概要

事業概要 (何を目的として、だれに、何を行うのか)	児童・生徒が学校給食を通じ、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ることはもとより、食事についての正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力や食習慣を身に付けられるようにする。また、給食を生きた教材として活用し、地域の自然、食文化、産業等について理解を深められるよう地元食材の利用による地産地消を促進するとともに、残菜の減少に努める。		
これまでの事業の経緯 (改革・改善等の取組み経過等)	平成19年度(2007年度) 米飯用のお米を「城陽産ヒノヒカリ」100%米とした使用の開始、アレルギー対応給食(卵除去食)を開始 平成20年度(2008年度) 城陽旬菜市等との連携を図る中で、地元産野菜の積極的な活用を開始、じょうようお茶の日にちなんだデザート(茶団子)の提供開始 平成22年度(2010年度) 米飯を主食とする望ましい食習慣形成のため米飯回数を3.5回から週4回に拡大 平成26年度(2014年度) サラダなどの冷たい献立を、冷めた状態で配送できる保冷食缶を導入 平成27年度(2015年度) アレルギー対応給食(除去食)の品目にエビを追加 平成28年度(2016年度) 地元野菜の納入を円滑にするため、納入用コンテナの貸出を開始 平成29年度(2017年度) ホームページに毎日の給食の写真を掲載開始		
令和4年度の主な取組み	前年度に引き続き、旬菜市(地元野菜の生産者)と学期ごとの会議等で、使用予定野菜の時期・量といった情報提供を行い、作付けの参考にしていただくとともに、旬菜市より、納入できる野菜や時期を聞き取り、献立の調整を行った。		

●事業推進上の指標及び目標値

第4次城陽市総合計画におけるまちづくり指標の有無	☒ あり ☐ なし
まちづくり指標名	指標の説明
城陽産食材使用割合	給食の城陽産食材使用量/全使用量
単位	計画策定時の値 令和4年度の目標値 令和8年度の目標値
%	6.9 10.0 10.0

●事業実績及び事業費

事業実績	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
城陽産食材使用割合	%	11.3	12.6	12.6
コスト (単位:千円)				
事業費	(A)	453,887	542,654	572,279
財源内訳	特定財源	231,129	273,330	275,321
	一般財源	222,758	269,324	296,958

●内部評価

事業の実施にあたって・・・	☐ 十分な成果が得られた ☒ まあまあ成果が得られた ☐ あまり成果が得られなかった ☐ まったく成果が得られなかった
---------------	--

●今後の方向性(改革・改善方向)

事業推進上の課題	地元野菜の生産者の生産能力、天候等により、城陽産食材の使用割合の更なる向上(拡大)は、困難である。
今後の改革改善案	引き続き、地元野菜の生産者との連携を維持し、現在の城陽産食材の使用割合を堅持する。

事業の方向性	理由	
	☒ 拡大・充実 ☐ 継続 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止	城陽産食材の使用割合の向上(拡大)は、地元野菜の生産者の生産能力、天候等の影響を大きく受けるため、困難であることから、今後も『10.0%』を目標値とし、達成できるように努める。

令和5年度 教育委員会事業点検評価シート

事業名	学校支援地域本部事業	
所管課等名	課名等	係名
	文化・スポーツ推進課	生涯学習係

●事業の位置付け

教育大綱における施策分類	区分		施策
	3. 生涯学習・社会教育の充実		⑥子どもの居場所づくりの推進
京都府教育振興プランでの位置付け	推進方策		項目
	推進方策5 学校・家庭・地域の連携・協働と社会教育の推進		(21)地域の教育力の向上と地域とともにある学校づくり
法的根拠	☒ あり ☐ なし 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱 子どものための地域連携事業費及び地域で支える家庭教育支援事業費補助金交付要綱		

●事業の概要

事業概要 (何を目的として、だれに、何を行うのか)	地域学校協働本部(学校支援地域本部)を設置し、学習支援、部活動の支援、図書支援活動、学習環境整備の支援など、学校の要望に応じた教育支援活動を行うことを目的とした事業
これまでの事業の経緯 (改革・改善等の取組み経過等)	平成22年度(2010年度) 府委託事業(地域で支える学校教育推進事業)として、西城陽中学校を中心に、今池小学校や寺田西小学校でも図書支援活動、学習環境の整備などを実施。 平成23年度(2011年度) 府委託事業から国の補助をうけた府の補助事業(地域で支える学校教育推進事業)に変更。市も一部負担 平成24年度(2012年度) 城陽中学校でも開始。環境整備・学力向上・部活動支援など 平成30年度(2018年度) 国の事業名が地域学校協働推進事業と変更したが、学校支援地域本部事業を愛称として現在も使用。
令和4年度の主な取組み	○西城陽中学校支援地域本部事業 ①図書支援活動として、週1回程度の図書室の環境整備支援を実施。今池小学校でも活動実施。 ②学習支援活動として、西城陽中学校で、数学、英語等の補習手伝いを週1回程度、年間約20回実施。 ③環境支援活動として、花壇やプランターの維持管理を週1回程度支援を実施。寺田西小学校でも活動実施。 ○城陽中学校支援地域本部事業 ①学習支援 主にテスト前の土曜日や放課後に、卒業生や大学生のボランティアなどにより補習等を実施。 ②環境支援 PTAや地域のボランティアと連携し、花壇整備やクリーン活動を実施。 ③部活動支援 バレーボール、卓球、バスケットボール、ソフトテニス等において、地域ボランティアによる指導補助を実施。

●事業推進上の指標及び目標値

第4次城陽市総合計画におけるまちづくり指標の有無		☒ あり ☐ なし
まちづくり指標名		指標の説明
単位	計画策定時の値	令和4年度の目標値 令和8年度の目標値

●事業実績及び事業費

事業実績	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
学校支援地域本部事業ボランティア数	人	790	663	757
コスト (単位:千円)		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (A)		961	949	901
財源内訳	特定財源	637	630	546
	一般財源	324	319	355

●内部評価

事業の実施にあたって...	☒ 十分な成果が得られた ☐ まあまあ成果が得られた ☐ あまり成果が得られなかった ☐ まったく成果が得られなかった
---------------	--

●今後の方向性(改革・改善方向)

事業推進上の課題	高齢化に伴う後継者や、新たな協力者・学生ボランティア等の人材確保
----------	----------------------------------

今後の改革改善案	地域の協力者やボランティア等の確保のため、地域の関係団体と連携を強めたり、広報紙等によるPR活動等を積極的に行い、ボランティアの確保に努める。
----------	---

事業の方向性	理由	
	☒ 拡大・充実 ☐ 継続 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止	現在実施している事業について、内容の充実を図る。また、引き続き、小中学校及び、社会教育関係団体と連携を強め、協力者やボランティアの確保に努める。

事業名	放課後子ども教室推進事業、土曜子ども活動支援業務	
所管課等名	課名等	係名
	文化・スポーツ推進課	生涯学習係

●事業の位置付け

教育大綱における施策分類	区分		施策
	3. 生涯学習・社会教育の充実		③地域社会の教育力の向上
京都府教育振興プランでの位置付け	推進方策		項目
	推進方策5 学校・家庭・地域の連携・協働と社会教育の推進		(21)地域の教育力の向上と地域とともにある学校づくり
法的根拠	☒ 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱 ☒ 子どものための地域連携事業費及び地域で支える家庭教育支援事業費補助金交付要綱		

●事業の概要

事業概要 (何を目的として、だれに、何を行うのか)	小学校の余裕教室等を子どもたちの安心・安全な居場所として活用し、社会総がかりで子どもを育む環境づくりを推進するため、地域の多様な方々の参画を得て、放課後子ども教室の開設を支援し、土曜日等における子どもたちの体験活動・学習活動等の一層の充実を図る。		
これまでの事業の経緯 (改革・改善等の取組経緯等)	平成19年度(2007年度) 古川小学校の空き教室を活用したモデル事業として発足 平成23年度(2011年度) 富野小学校において「ふれあい図書室」として実施していた事業を、「富野土曜子ども教室」として本事業に位置づけ 平成29年度(2017年度) 富野小学校において富野小学校放課後子ども教室を開設 平成29年度(2017年度) 久世小学校において、久世土曜子ども教室を開設 平成30年度(2018年度) 青谷小学校において青谷小学校放課後子ども教室を開設 令和元年度(2019年度) 富野小学校において富野土曜子ども教室を富野小学校放課後子ども教室と統合・整理 令和2年度(2020年度) 久津川小学校において久津川小学校放課後子ども教室を開設		
令和4年度の主な取組み	古川放課後子ども教室を水曜日に26回、土曜日に29回を実施 富野小学校放課後子ども教室を火曜日に24回、金曜日に29回、土曜日に10回を実施 青谷小学校放課後子ども教室を水曜日に24回を実施 久津川小学校放課後子ども教室を火曜日に8回を実施 久世土曜子ども教室を土曜日に8回を実施 令和6年度(2024年度)新規教室(寺田小、寺田南小)開設に向けた準備 感染症対策を講じ、また内容を工夫して実施した。		

●事業推進上の指標及び目標値

第4次城陽市総合計画におけるまちづくり指標の有無		指標の説明
まちづくり指標名		
単位	計画策定時の値	令和4年度の目標値 令和8年度の目標値

●事業実績及び事業費

事業実績	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
放課後子ども教室実施校、土曜子ども教室実施校の数	校	5	5	5
コスト (単位:千円)		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (A)		1,954	1,876	2,537
財源内訳	特定財源	1,302	1,231	1,463
	一般財源	671	645	1,074

●内部評価

事業の実施にあたって・・・	☒ 十分な成果が得られた ☐ まあまあ成果が得られた ☐ あまり成果が得られなかった ☐ まったく成果が得られなかった
---------------	--

●今後の方向性(改革・改善方向)

事業推進上の課題	①新規開設に向けた協力者の確保 ②高齢化に伴う後継者や、新たな協力者・学生ボランティア等の人材確保 ③事業拡大に伴う担当職員の業務増大
今後の改革改善案	①地域の協力者やボランティア等の確保のため、広報紙等によるPR活動等を積極的に行い、ボランティアや指導員の確保に努める。 ②未開設校区にも本事業への理解を広げ、新規開設につながるよう小学校及び社会教育関係団体と連携を強める。
事業の方向性	理由 現在実施している放課後子ども教室推進事業及び土曜子ども教室推進事業について、更なる内容の工夫や充実を図る。また、引き続き、放課後子ども教室の新規開設に向け、小学校及び、社会教育関係団体と連携を強め、コーディネーターや協力者、ボランティアの確保に努める。

事業名	図書館利用促進事業	
所管課等名	課名等	係名
	図書館	—

●事業の位置付け

教育大綱における施策分類	区分		施策
	3. 生涯学習・社会教育の充実		④図書館の充実
京都府教育振興プランでの位置付け	推進方策		項目
	推進方策6 文化振興と文化財の保存・継承・活用		(23)生涯学習の振興と社会教育施設の機能充実
法的根拠	図書館法、子どもの読書活動の推進に関する法律、城陽市立図書館条例、城陽市立図書館運営規則		

●事業の概要

事業概要 (何を目的として、だれに、何を行うのか)	市民の教育と文化の育成・向上に寄与するため、図書館の蔵書20万冊の維持、利用者ニーズに合った図書資料の収集と情報提供のための資料整備を行うとともに、貸出・閲覧・レファレンス及び展示等利用サービスの充実を図る。 また、学校やボランティアグループなどとの連携をより一層深め、「城陽市子どもの読書活動推進計画」に基づき子どもの読書活動を推進するとともに、市民の読書活動を推進する取り組みを計画的に実施する。
これまでの事業の経緯 (改革・改善等の取組経過等)	平成30年度(2018年度) 小・中学生向け「おすすめブック30」(4種類)の作成・配付、小・中学生対象の読書ラリー事業の変更・実施、「自習席」・「城陽市の作家コーナー」の設置 平成31年度／令和元年度(2019年度) 東部・西部コミュニティセンター図書室への利用者用検索端末(OPAC)設置、開館時間・貸出数の変更、乳幼児向け「おすすめブック30」(2種類)の作成・配付 令和2年度(2020年度) 図書館1階・2階入り口に顔認証付検温器を設置 令和3年度(2021年度) 図書館・コミュニティセンター図書室への図書除菌機設置、図書館情報システムの更新、北部・南部・今池コミュニティセンター図書室への利用者用検索端末(OPAC)設置
令和4年度の主な取組み	感染症対策を実施した上で、文化講演会1回、成人ライブラリー3回、映像ライブラリー6回、大人のためのおはなし会2回、おはなしオルゴール等43回、学校おはなしキャラバン10回を実施した。 さらに、司書が選んだ絵本を希望者に貸し出すお楽しみ貸出を4月～5月に実施した。

●事業推進上の指標及び目標値

第4次城陽市総合計画における まちづくり指標の有無	●あり ○なし		
まちづくり指標名	指標の説明		
市立図書館・コミュニティセンター図書室における 市民一人当たりの図書等の貸出点数	市民一人当たりの貸出点数		
単位	計画策定時の値	令和4年度の目標値	令和8年度の目標値
点	6.2	6.4	6.6

●事業実績及び事業費

事業実績	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市立図書館・コミュニティセンター図書室における市民一人当たりの図書等の貸出点数	点	5.0	4.7	5.5
講演会・講座等開催回数	回	43	49	74
講演会・講座等参加者数	人	889	1,125	1,499
コスト (単位:千円)		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (A)		96,803	104,376	100,699
財源内訳	特定財源	572	12,222	4,337
	一般財源	96,231	92,154	96,362

●内部評価

事業の実施にあたって・・・	○十分な成果が得られた	●ある程度成果が得られた	○あまり成果が得られなかった	○まったく成果が得られなかった
---------------	-------------	--------------	----------------	-----------------

●今後の方向性(改革・改善方向)

事業推進上の課題	①市民一人当たりの貸出点数は、インターネットなど他メディアの躍進などによって書籍や新聞などの活字媒体の利用が低下する活字離れ、さらには少子・高齢化や人口減少等の影響を受け減速しており、増加に向けた取組が必要である。 ②図書館の蔵書20万冊を維持しつつ、利用者ニーズに合った図書の選定・更新により市民の読書活動を推進することが必要である。 ③子どもの読書活動を推進するため、学校やボランティアグループ等との連携強化が必要である。 ④図書館の利用促進につながる事業に取組むことが必要である。
今後の改革改善案	①図書館所蔵計画に基づく計画的な除籍・収集により図書資料を充実し、さらに貸出・閲覧・レファレンス及び展示等により市民の読書活動を推進する。 ②図書館・コミュニティセンター図書室に設置した利用者用検索端末(OPAC)を活用し、利用者の利便性の向上と利用促進を図る。 ③「城陽市子どもの読書活動推進計画」に基づき、学校やボランティアグループなどとの連携を図りながら、子どもの読書活動を推進する。 ④図書館の利用促進につながる利用者ニーズに合った講座・講演会などの各種事業を実施する。

事業の方向性	理由	
	○拡大・充実	○縮小
	○継続	○中止・休止
	利用者の利便性の向上と図書館利用の促進を図るために事業の見直しを行うとともに、今後も感染症対策を取りながら新たな取り組みを実施する。また、「城陽市子どもの読書活動推進計画」に基づき学校との連携を図り、「おすすめブック30(小中学生向け)」を活用するとともに、乳幼児向けの「おすすめブック30」についても継続して配付し、子どもの読書活動を推進するための事業の充実を図る。	

事業名	展示・普及業務	
所管課等名	課名等	係名
	歴史民俗資料館	—

●事業の位置付け

教育大綱における施策分類	区分		施策
	4. 文化芸術の振興		③歴史民俗資料館の充実
京都府教育振興プランでの位置付け	推進方策		項目
	推進方策5 学校・家庭・地域の連携・協働と社会教育の推進		(23)生涯学習の振興と社会教育施設の機能充実
法的根拠	☒ あり ☐ なし	城陽市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例	

●事業の概要

事業概要 (何を目的として、だれに、何を行うのか)	歴史民俗資料館において、市域の歴史・古文書・民俗・自然等の貴重な資料を収集・保存・調査研究することで次世代に伝承する。 また、その成果を広く市民に情報提供するために、常設展示のほか特別展(年2回)、企画展、資料紹介の開催及び勾玉教室、考古学教室、体験教室等といった各種教室を実施し、市民の生涯学習活動を支援する。		
これまでの事業の経緯 (改革・改善等の取組経緯等)	平成17年(2005年)4月:展示事業を特別展2回、企画展1回、資料紹介1回に設定 平成19年(2007年)4月:常設展示室をリニューアル 平成25年(2013年)4月:案内リーフレットを刷新 平成29年(2017年)7月:フェイスブックを開設 平成30年(2018年)10月:ホームページをリニューアル		
令和4年度の主な取組み	特別展3回(夏季「コンティニュー2」・市制施行50周年記念特別展「城陽の至宝」・特別展2「プレイバック城陽」)、資料紹介1回(「古墳へ行こう!2022+発掘調査速報展」)を開催するとともに、普及活動として各種教室、講演会及び出前授業などを開催した。 また、フェイスブックで各種展示・教室の紹介や近況などを適時投稿することで情報発信の強化を図るとともに、広報所管課と連携してSNSによる情報発信についても積極的に取組んだ。 さらに、エコミュージアムコア施設として、文化・スポーツ推進課と連携した事業を実施するとともに、資料館のPR活動として市内4箇所の老人福祉センターを利用した写真パネルの展示会に加え、市内商業施設で資料館事業を紹介する展示会を初めて開催するなど、積極的に広報活動を行った		

●事業推進上の指標及び目標値

第4次城陽市総合計画におけるまちづくり指標の有無		☒ あり ☐ なし
まちづくり指標名		指標の説明
歴史民俗資料館来館者数		年間の歴史民俗資料館来館者数
単位	計画策定時の値	令和4年度の目標値 令和8年度の目標値
人	9,394	9,000 11,000

●事業実績及び事業費

事業実績	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歴史民俗資料館来館者数	人	5,251	9,104	9,340
ふれあい教室・文化財講演会等	回	36	61	56
出前授業・出前講座	回	13	3	4
コスト (単位:千円)		令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (A)		3,398	4,331	4,173
財源内訳	特定財源	1,604	2,109	966
	一般財源	1,794	2,222	3,207

●内部評価

事業の実施にあたって...	☒ 十分な成果が得られた ☐ まあまあ成果が得られた ☐ あまり成果が得られなかった ☐ まったく成果が得られなかった
---------------	--

●今後の方向性(改革・改善方向)

事業推進上の課題	①平成19年度の常設展示室リニューアル以降1万3千人程度あった年間来館者数は、平成24年文化バルク城陽の水害被害による臨時休館の影響等により減少傾向にあることから、増加に向けた取組みを実施することが必要である。 ②展示、各種講座・講演会等の情報発信については、広報紙・チラシ等の配布だけではなく、インターネットによる発信も必要である。 ③館内での市内小学校の体験授業を実施するに当たり、各小学校との連携が必要である。 ④市内の方に限らず市外の方など、新たな来館者の増加に向けた積極的な取組が必要である。
今後の改革改善案	①他資料館の情報収集や展示期間中のアンケートにより市民ニーズの把握を行い、市内外からの来館者数の増加につながる展示内容を検討する。 ②展示、各種講座・講演会等の情報については、ホームページやフェイスブックで発信し、新たな情報発信の方法についても検討する。 ③市内小学校の体験授業については、各小学校へ個別に説明・調整を行い、全校で実施できるよう取り組む。 ④SNSなどを利用した広報活動を積極的に取組むとともに、資料館事業や展示会などの幅広く周知するために館外での展示活動にも取り組む。
事業の方向性	理由 今後城陽の歴史・民俗・文化の次世代への伝承と資料館資料の充実に努め、情報発信基地としての役割を果たすこと目指した運営を行う。 展示及び各種講座・講演会等の実施については、市民ニーズに合った興味・関心のある特色のある内容を企画し、また、情報発信についてはSNSを積極的に活用するなど一層の工夫・改善に努める。 さらに、エコミュージアムコア施設として、所管課と連携して事業を実施する。

令和5年度 教育委員会事業点検評価シート

事業名	エコミュージアム事業	
所管課等名	課名等	係名
	文化・スポーツ推進課	文化財係

●事業の位置付け

教育大綱における施策分類	区分		施策
	4. 文化芸術の振興		④エコミュージアムの推進
京都府教育振興プランでの位置付け	推進方策		項目
	推進方策6 文化振興と文化財の保存・継承・活用		(26)世界に誇る文化財の保存・継承・活用
法的根拠	あり	なし	

●事業の概要

事業概要 (何を目的として、だれに、何を行うのか)	市民にふるさとに対する誇りと愛着をもってもらうとともに、広く市内外に城陽市の魅力を発信して多くの人たちを呼び込むことを目的として、市内一円の歴史・自然・産業などの地域資源を博物館の展示物のように現地で保存・活用するエコミュージアム事業を推進し、地域全体を活性化させていく。
これまでの事業の経緯 (改革・改善等の取組み経過等)	平成27年度(2015年度)末に庁内会議を立ち上げ、平成28年度(2016年度)から継続的に事業を進めている。これまでに、庁内会議の開催、先進地現地視察の実施、研修会の開催、基本方針の策定、PR冊子の作成、地域資源キャラクターデザイン(30体)とそれを用いたパネル及びカードの作成、地域資源を巡るツアーイベントの開催、地域資源に関する講演会・見学会の開催等を行い、事業の周知に努めるとともに地域資源の活用に向けて取り組んでいる。
令和4年度の主な取組み	ツアーイベント開催(2回)、地域資源に関する講演会・見学会開催(2回)

●事業推進上の指標及び目標値

第4次城陽市総合計画におけるまちづくり指標の有無		あり	なし
まちづくり指標名		指標の説明	
エコミュージアム参加者数		年間のエコミュージアム事業参加者数	
単位	計画策定時の値	令和4年度の目標値	令和8年度の目標値
人	-	4,500	6,500

●事業実績及び事業費

事業実績	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
エコミュージアム参加者数	人	2,643	5,821	6,257
コスト		令和2年度	令和3年度	令和4年度
(単位:千円)				
事業費	(A)	178	581	387
財源内訳	特定財源	88	290	118
	一般財源	90	291	269

●内部評価

事業の実施にあたって・・・	十分な成果が得られた	まあまあ成果が得られた	あまり成果が得られなかった	まったく成果が得られなかった
---------------	------------	-------------	---------------	----------------

●今後の方向性(改革・改善方向)

事業推進上の課題	①市民が主体となり継続的に事業を推進していく運営体制を確立する必要がある。 ②市民をはじめ、広く市外の人々に対して事業を周知していくとともに市の魅力を発信していく必要がある。
今後の改革改善案	①市民が市内の地域資源について学ぶ機会を設けてその魅力の周知に努めるとともに、さらに市民協働をすすめる、事業の運営体制確立につなげていく。 ②ツアーイベントを継続して開催していく中で、鉄道会社や観光案内施設との連携など効果的なPR方法について検討し、市内外から多くの人を呼び込めるように努める。
事業の方向性	理由 ☒拡大・充実 ☐継続 ☐縮小 ☐廃止・休止 「第4次城陽市総合計画」において、令和8年度(2026年度)のエコミュージアム参加者数の目標値を6,500人としており、目標達成に向けた参加者数の増加を図るとともに、市民が主体となる運営体制の確立に向けて、事業を拡大・充実していく必要がある。

令和5年度 教育委員会事業点検評価シート

事業名	スポーツ振興事業	
所管課等名	課名等 文化・スポーツ推進課	係名 スポーツ推進係

●事業の位置付け

教育大綱における施策分類	区分		施策
	5. スポーツ・レクリエーションの振興		①スポーツ・レクリエーション活動の推進と共生社会の実現
京都府教育振興プランでの位置付け	推進方策		項目
	推進方策3 健やかな身体の育成		(12)学校や地域におけるスポーツの機会の充実
法的根拠	☒ あり ☐ なし	社会教育法、スポーツ基本法、城陽市補助金等の交付に関する規則、城陽市体育協会活動費補助金交付要綱、城陽市スポーツ少年団活動費補助金交付要綱	

●事業の概要

事業概要 (何を目的として、だれに、何を行うのか)	スポーツ団体の統括組織である「城陽市スポーツ協会」及び少年スポーツの統括団体である「城陽市スポーツ少年団」それぞれの対象となる会員に対し、より活発な活動が展開できるよう補助金を交付し、競技力の向上と市民スポーツ、青少年スポーツの振興に取り組めるよう支援を行うとともに、スポーツを通じた少年、少女の健全育成、活動の活性化を図るため、スポーツ少年団事務等の支援を行う。 また、これら団体等の活動による市域でのスポーツ振興が進む中、全国大会等出場者を激励、支援するために激励金を交付する。		
これまでの事業の経緯 (改革・改善等の取組み経過等)	優秀な選手の育成とスポーツ振興を図るため、また、全国大会等出場者を支援するために、平成9年度(1997年度)に激励金制度を創設した。		
令和4年度の主な取組み	激励金制度の周知のために、広報じょうようや市ホームページ等で制度の紹介を行い、全国大会等出場の63件に激励金を交付した。		

●事業推進上の指標及び目標値

第4次城陽市総合計画におけるまちづくり指標の有無	☒ あり ☐ なし
まちづくり指標名	指標の説明
全国スポーツ大会等出場人数	スポーツ振興事業賛助成金交付者数(団体含む)
単位	計画策定時の値
人	57
	令和4年度の目標値
	65
	令和8年度の目標値
	90

●事業実績及び事業費

事業実績	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全国スポーツ大会等出場件数(個人・団体)	件(個人・団体)	19	21	63
コスト	(単位:千円)			
事業費	(A)	95	130	415
財源内訳	特定財源			
	一般財源	95	130	415

●内部評価

事業の実施にあたって・・・	☐ 十分な成果が得られた ☒ まあまあ成果が得られた ☐ あまり成果が得られなかった ☐ まったく成果が得られなかった
---------------	--

●今後の方向性(改革・改善方向)

事業推進上の課題	ニュースポーツや障がい者スポーツの普及や大会・参加選手の増加傾向に伴い、今後の激励金の交付基準について整理を行う必要がある。
今後の改革改善案	ニュースポーツ関係、障がい者スポーツ関係の大会要綱及び近隣他市町等の激励金の制度運用を調査し、激励金の公平な交付基準の整理を行う。
事業の方向性	理由 ☒ 拡大・充実 ☐ 継続 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 優秀な選手の育成とスポーツ振興を図るため、また、全国大会等上位の大会出場者を支援するために、継続して実施していく。また、交付基準の整理に取り組み、制度の充実を検討する。

令和5年度城陽市教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

本意見書は、城陽市教育委員会事務局による自己点検と評価の適切さを、施策の目標と成果の度合い、今後の改善策や拡充・縮小策、点検・評価における視点と方法等に即して検討したものです。

その上で、「令和5年度城陽市教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に関して、大変良好と評します。前年度の評価を着実に踏まえて今年度の施策が進められていること、とりわけ、教育委員会事務局自ら抽出した事業に替わって教育委員によって抽出された12事業に即して評価を行ったこと、また、新型コロナウイルス禍を挟むなど、環境の変化が著しい中であって柔軟な施策およびその点検と評価がなされていること等、不断の努力と工夫が大いに認められます。

以下、それぞれの施策等に即して意見します。

1. 学校教育課の不登校対策事業は、教育機会確保法（2017年施行）以降、急激に増大する不登校者数という全国的な傾向に反して、明らかな減少を見せており、スクールカウンセラーや教育充実補助員が配置されたこと等の施策が有効との評価を裏付けるものです。上記法の趣旨にもあるように、学校に通えるようになればよいということでは決してありませんが、子どもの重要な居場所の一つとして学校があることの意義は十分に認められるでしょう。今後も、児童生徒が「通いたくなる学校」となるべく、取り組みが進められることを願います。
2. 学校教育課での幼稚園の預かり保育業務について、週5日へと実施日の拡充が図られるとともに、長期休業中の預かり保育の実施および保育時間の延長がなされました。その結果、利用者数および利用時間が大幅な増加を見せた昨年度にほぼ匹敵する今年度の状況は、この施策のニーズの高さを示すものです。その一方で、職員体制等の検討が課題とされていることも適切な着眼だと評価します。
3. 教育総務課の奨学金支給業務では、大学等の在学時に貸与を受けた日本学生支援機構の奨学金返還を支援する制度を創設し、登録者も順調に伸びている点で注目すべきものです。この取り組みは、中長期的に若年層の城陽市への定着につながるものが十分に考えられる施策であり、市の独自制度としてよりいっそうの広報により周知を図られることが期待されます。
4. 文化・スポーツ推進課の放課後子ども教室推進事業、土曜日子ども活動支援業務、図書館の図書館利用促進事業、歴史民俗資料館の展示・普及業務、エコミュージアム事業、スポーツ振興事業のいずれについても、新型コロナウイルス禍の以前の利用状況に近い回復基調を見せており、関係部署と関係者の努力の跡がうかがえます。なかでも、放課後子

ども教室推進事業、土曜日子ども活動支援業務およびスポーツ振興事業での活発な取り組みや出場件数の増加は目を見張るもので、スポーツ振興事業の内部評価 B は控えめではないかとの印象すら受けます。

5. これからの「ポストコロナ」や「ウイズコロナ」時代の市教育委員会の事業を構想するにあたり、社会の DX 化を踏まえることは不可欠とこれまで申し上げてきたところですが、この分野での取り組みも徐々に進んでいることを認めます。広報のほか、応募に際して HP からの受付なども行われるようになり、より多くの人々への周知と利便性の向上が見込まれます。働き方改革を含め環境に応じた教育委員会を経営していくことは容易ではありませんが、創意工夫がいつそう試みられることを期待します。

京都教育大学教授
榊原禎宏